

春日部市告示第 523 号

春日部市税条例（平成 17 年条例第 75 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 30 日春日部市告示第 66 号において、別に告示で定めるとしている期日のうち、次に掲げる地域に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 10 月 31 日とする。

令和 7 年 10 月 2 日

春日部市長 岩谷 一 弘



都道府県名	地 域
石 川 県	輪 島 市 珠 洲 市 鳳 珠 郡 穴 水 町 鳳 珠 郡 能 登 町